

《消費税引き上げに係る増収分の使途状況》

少子高齢化の進展に伴い、今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源を確保するため、平成26年4月1日から消費税等の税率が5%から8%に引き上げられました。

地方消費税の税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分は、年々増加する生活保護費や、高齢化に伴って増加する介護保険・後期高齢者医療事業特別会計への繰出金、妊婦健康診査の助成費用等の社会保障経費の財源に活用します。

①地方消費税交付金

(単位：百万円)

25年度決算	27年度予算	増収額
2,507	4,000	1,493

②主な社会保障経費の使途内容

(単位：百万円)

	25年度決算	27年度予算	増加額
事業費 a	29,608	33,550	3,942
特定財源 b	17,502	19,051	1,549
一般財源 c (a-b)	12,106	14,499	2,393

☆社会福祉

- ア 生活保護費
- イ 障害者介護給付・訓練等給付費

☆児童福祉

- ア 待機児童保育室の運営経費
- イ 施設型給付費、地域型保育給付費

☆社会保険

- ア 介護保険、後期高齢者医療、国民健康保険事業特別会計への繰出金（職員給等除く）

☆保健衛生

- ア 妊婦健康診査の助成費用
- イ 救急医療体制の充実経費

